

社会福祉法人くぬぎざか福祉会  
特別養護老人ホーム みかど荘  
施設利用契約書

\_\_\_\_\_  
様（以下、契約者（利用者）といいます）及び身元保証人と社会福祉法人くぬぎざか福祉会（以下、事業者といいます）との間において次の通り施設利用契約書を締結します。

#### 第1条（利用契約）

- 1 事業者は、老人福祉法の精神を尊重するとともに、介護保険関係法令に基づいて介護支援専門員が作成し利用者が合意した施設サービス計画（ケアプラン）に沿って、利用者の生活を援助し必要な介護を行います。
- 2 利用者は、契約書別紙・重要事項説明書の定めを順守して生活し、必要な費用を事業者に支払います。

#### 第2条（身元保証人・連帯保証人）

- 1 契約者（利用者）は入所時に身元保証人と連帯保証人を立てることとします。
- 2 身元保証人は、利用者と連携してこの契約に基づく経済的債務を履行する責を負うと共に必要に応じて事業者と協議し、利用者の生活・権利擁護に関わる行為を行います。また急性期の医療行為が必要となった際には、身元保証人は利用者と共に責任を持ってその事態に対応するものとします。
- 3 身元保証人は契約者（利用者）に債務不履行があったときには、契約利用者債務を負担するものとし、債務の元本は、契約者（利用者）が退所または死亡したときに、確定するものとします。
- 4 前項の身元保証人の負担は、極度額 50 万円を限度とします。
- 5 身元保証人の請求があったときは、事業者は身元保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、契約者（利用者）の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- 6 身元保証人の住所又は氏名を変更したときは、その旨を速やかに通知しなければなりません。
- 7 契約者（利用者）は身元保証人が本契約存続中に死亡もしくは辞退した場合には、新たに身元保証人を立てるようにすると共に、前身元保証人との利用料などの経済的な債務等につき、新身元保証人は契約者（利用者）と連帯してその履行の責任を負うものとします。
- 8 連帯保証人は、契約者（利用者）・身元保証人と共に債務等の連帯保証にあたるものとします。

第3条（契約期間）

1 この契約の期間は、契約書別紙による契約の終了・解約が成立する時までとします。

第4条（協議事項）

1 この契約書並びに契約書別紙・重要事項説明書に定めのない事項及びその解釈については、民法・老人福祉法・介護保険法及び関係法の定めるところを尊重し、事業者及び利用者又は身元保証人・連帯保証人が協議の上、誠意を持って処理するものとします。

以上の通り契約が成立したので、その証として本書2通を作成の上、利用者・保証人及び事業者は署名捺印し、利用者及び事業者がそれぞれ1通を保有します。

締結契約日 令和 年 月 日  
利用契約年月日 令和 年 月 日

契約者（住所） \_\_\_\_\_

（利用者）（氏名） \_\_\_\_\_ 印

身元保証人（住所） \_\_\_\_\_

（氏名） \_\_\_\_\_ 印

（続柄） \_\_\_\_\_

※身元保証人と住所が同一の場合は同上とご記入ください

連帯保証人（住所） \_\_\_\_\_

（氏名） \_\_\_\_\_ 印

（続柄） \_\_\_\_\_

事業者 住所 川崎市宮前区西野川3丁目39番18号  
社会福祉法人くぬぎざか福祉会  
理事長 金子江津子 印

## 1 サービスの内容

- (1) 事業者は、施設介護サービス計画に沿って利用者に対し居室・食事・介護サービス・その他介護保険法令の定めのある必要な援助を提供します。また施設介護サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望・状態に応じて適切なサービスを提供します。
- (2) サービス内容は、以下の通りです。
  - ① 居室  
基本的には定員4人の居室になりますが、各階に洗面所・トイレ・各人の収納スペースが用意してあります。
  - ② 食事 ※原則として、各階の食堂又は居室にてお召し上がりいただきます。  
朝食 8:00～8:45  
昼食 12:00～12:45  
夕食 17:30～18:15
  - ③ 入浴  
週に最低2回入浴していただけます。但し状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合があります。
  - ④ 介護  
施設介護サービス計画に沿って、着替え・排泄・食事等の介助、おむつ交換・体位交換・シーツ交換・移動等必要な介護を行います。
  - ⑤ 機能訓練  
利用者の希望と意欲に沿った機能訓練を行います。
  - ⑥ 生活相談  
常勤の生活相談員に介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
  - ⑦ 健康管理  
年間1回の健康診断・内科医（週1回）の診察及び健康相談を受けることができます。訪問・通院による歯科診療も受けられます。
  - ⑧ 理美容サービス  
協力理美容室によるサービスを低廉な料金で利用できます。
  - ⑨ 行政手続代行  
行政の手続き代行を行います。ご希望の際は、職員にお申し出下さい。但し手続きにかかる経費は、その都度お支払い頂きます。
  - ⑩ 金銭管理及び日常費用支払い代行  
介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する金銭管理及び支払い代行を行います。（別途、金銭管理及び日常費用支払代行契約を締結します。）
  - ⑪ アクティビティ・サービス  
四季折々の行事で入所者同士の交流を図る目的で行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもあります。詳しくは月間予定表をご覧ください。

## 2 要介護認定の申請にかかわる援助

- (1) 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- (2) 事業者は、利用者が希望する場合、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

但し申請代行にかかわる実費相当の費用をご負担頂きます。

### 3 介護・生活援助の記録と開示

- (1) 事業所は、介護・生活援助に関する記録を作成し、契約終了後5年間保管します。
- (2) 利用者又は保証人は、当該利用者に関する記録を閲覧できます。

### 4 契約終了・解約

- (1) 利用者は、事業者に対して7日間の予告を置いて、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- (2) 事業者は、以下の事項に該当した場合利用者に対して30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
  - ① 利用者の利用料金の支払いが、正当な理由無く1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
  - ② 利用者が、病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みが無い場合。又は、入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合。
  - ③ 利用者が、事業者や他の入所者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
  - ④ やむをえない事情により施設を閉鎖、又は縮小する場合。
- (3) 利用者が、要介護認定の更新で非該当（自立）又は、要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- (4) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が、他の介護保険施設に入所した場合。
  - ② 利用者が、死亡した場合。

### 6 退所時の援助

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後におかれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

### 7 秘密保持

- (1) 事業所及びその職員並びに職員であった使用者は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者に対し利用者の個人情報を提供しません。

### 8 賠償責任

事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由より利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

## 9 連絡義務

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡すると共に医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

## 10 事故発生時の対応 について

- ・安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、事故防止マニュアルを作成し介護、医療事故を防止するための体制を整備します。
- ・事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、保証人等へ連絡するとともに、必要に応じ速やかに市町村への連絡を行います。
- ・事業者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。
- ・事業者は、賠償すべき事故の場合は損害賠償を速やかに行います。

## 11 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について施設職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (3) 施設職員に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します。
- (4) 事業者はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (8) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

## 12 衛生管理について(感染症対策強化)

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 施設職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を毎月1回開催するとともに、その結果について、施設職員に周知徹底しています。

- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 施設職員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 13 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 14 相談・苦情対応

- (1) 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望・苦情に対し、迅速に対応します。

サービス相談窓口	
担当窓口	特別養護老人ホームみかど荘 (介護老人福祉施設・短期入所生活介護)
責任者	金子 修一
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00
電話	044-766-0511
F A X	044-777-1193

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

川崎市健康福祉局 高齢者事業推進課	所在地	川崎市川崎区宮本町1番地
	電話	044-200-0456
	F A X	044-200-3926
	対応時間	平日8:30～17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠町27番地1
	電話	0570-022-110(ナビダイヤル・有料) 045-329-3400(直通)
	F A X	045-329-3446
	対応時間	平日9:00～17:00

### 15 サービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無し
-------	----

## 16 料金

### (1) 施設利用料

#### ① 施設利用料 多床室

※収入額によって1割負担から3割負担となります

1日又は月当たりの自己負担額  
単価×地域単価×10%～30%

区分	単位	地域単価	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護度1	589	10.72	631円	1,262円	1,894円
要介護度2	659	10.72	706円	1,412円	2,119円
要介護度3	732	10.72	784円	1,569円	2,354円
要介護度4	802	10.72	859円	1,719円	2,579円
要介護度5	871	10.72	933円	1,867円	2,801円

1日又は月当たりの自己負担額  
単価×地域単価×10%～30%

加算名称	単位	地域単価	1割負担額	2割負担額	3割負担額
初期加算 ※1	30	10.72	33円	65円	97円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）／月	40	10.72	43円	86円	129円
栄養ケアマネジメント強化加算／日	330	10.72	354円	708円	1,062円
褥瘡ケアマネジメント加算（Ⅰ）／月	3	10.72	4円	7円	10円
生産性向上推進加算（Ⅱ）／月	10	10.72	11円	22円	33円
外泊時加算 ※2	246	10.72	264円	528円	792円

※1 入所した日から起算し30日以内の期間及び30日以上入院後、施設に戻られた際に初期加算を徴収します。

※2 入院した日及び、外泊した翌日から最大6日間。また、月またぎの入院及び、外泊した場合は、連続して最大12日間。

※3 新介護職員処遇改善加算(Ⅱ)として(介護報酬総単位数+加算)×新介護職員処遇改善加算率13.6%×10.72円の1割から3割相当分を別途徴収します。

#### ② 食費は、所得階層によって異なります。

	1日当たりの自己負担額
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階①	650円
第3段階②	1,360円
第4段階	1,550円

(2) 居住費は、所得階層によって異なります。

多床室

	1日当りの自己負担額
第1段階	0円
第2段階	430円
第3段階①	430円
第3段階②	430円
第4段階	1,030円

※基本料金は、介護保険法その他の法改正により変更されることがありますので  
ご了承下さい。

※当施設は業務継続計画を作成しております。

※当施設は栄養管理基準を満たして運営しております。

※看取り介護に際しては、指針を定めて実施しております。

※当施設は運用・情報管理に十分留意しながら見守り機器等のICTテクノロジーを  
導入しております。

※当施設はLIFEへの登録施設となります。

(3) 日常経費

- ① 希望者については施設指定金融機関の預り金口座にて、理美容代・買い物代・外来受診費用などの出金管理を行います。但しその場合は金銭管理料として1日につき65円徴収いたします。
- ② 利用者又は家族の要望により、利用者を協力病院（山本記念病院、帝京大学溝口病院）以外の医療機関等へ移送し、駐車場を利用する必要があった場合その費用を徴収いたします。
- ③ 利用者又は家族の要望により、病院等の送迎に有料道路を使用した場合その料金を徴収いたします。
- ④ 本人の預金出納状況については、四半期毎に利用者又は保証人の方に報告いたします。
- ⑤ 利用者又は家族の希望によりテレビを持参される場合、個人用テレビの電気料金として1ヶ月200円徴収致します。但し、月途中からテレビを持参される場合も1ヶ月200円徴収致します。テレビのサイズは、21インチまでとします。  
またご希望によりテレビのレンタルも行っており、レンタル料として1ヶ月300円徴収致します。但し、月途中からレンタルされた場合も1ヶ月300円徴収致します。
- ⑥ ドライクリーニング対応の持込衣類等をご家庭でお洗濯をしていただくか、業者へ依頼の場合は実費になります。
- ⑦ 皮膚疾患等治療の目的の為の特別なクリーニングが必要な場合は実費になります。
- ⑧ 買い物代行を職員が行った場合、1回500円徴収致します。

## 17 料金の支払方法

(1) 支払方法

- ① 施設指定の金融機関口座（預り金口座）からの引き落としによる支払い。
- ② 家族指定の金融機関口座からの引き落としによる支払い。
- ③ 現金による支払い。

(2) 支払期日

料金の支払いは、当月分を翌月20日までに指定口座に入金又は、現金でお持ち下さい。

18 緊急時の連絡先

体調の変化等・緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先	
フリガナ 氏 名	利用者との続柄 ( )
住 所 (〒 - )	
電話番号	
携帯電話	

19 法人概要

名称・法人種別	社会福祉法人 くぬぎざか福祉会
代 表 者 名	金子 江津子
本 部 所 在 地	神奈川県川崎市宮前区西野川3丁目39番18号
電 話 番 号	044-766-0511
業 務 の 概 要	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護事業 地域包括支援センターの運営
事 業 所 数	1施設 (特別養護老人ホームみかど荘)

## 1 サービスの内容

- (1) 事業者は、施設介護サービス計画に沿って利用者に対し居室・食事・介護サービス・その他介護保険法令の定めのある必要な援助を提供します。また施設介護サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望・状態に応じて適切なサービスを提供します。
- (2) サービス内容は、以下の通りです。
  - ① 居室  
基本的には定員4人の居室になりますが、各階に洗面所・トイレ・各人の収納スペースが用意してあります。
  - ② 食事 ※原則として、各階の食堂又は居室にてお召し上がりいただきます。  
朝食 8:00～8:45  
昼食 12:00～12:45  
夕食 17:30～18:15
  - ③ 入浴  
週に最低2回入浴していただけます。但し状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合があります。
  - ④ 介護  
施設介護サービス計画に沿って、着替え・排泄・食事等の介助、おむつ交換・体位交換・シーツ交換・移動等必要な介護を行います。
  - ⑤ 機能訓練  
利用者の希望と意欲に沿った機能訓練を行います。
  - ⑥ 生活相談  
常勤の生活相談員に介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
  - ⑦ 健康管理  
年間1回の健康診断・内科医（週1回）の診察及び健康相談を受けることができます。訪問・通院による歯科診療も受けられます。
  - ⑧ 理美容サービス  
協力理美容室によるサービスを低廉な料金で利用できます。
  - ⑨ 行政手続代行  
行政の手続き代行を行います。ご希望の際は、職員にお申し出下さい。但し手続きにかかる経費は、その都度お支払い頂きます。
  - ⑩ 金銭管理及び日常費用支払い代行  
介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する金銭管理及び支払い代行を行います。（別途、金銭管理及び日常費用支払代行契約を締結します。）
  - ⑪ アクティビティ・サービス  
四季折々の行事で入所者同士の交流を図る目的で行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもあります。詳しくは月間予定表をご覧ください。

## 2 要介護認定の申請にかかわる援助

- (1) 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- (2) 事業者は、利用者が希望する場合、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

但し申請代行にかかわる実費相当の費用をご負担頂きます。

### 3 介護・生活援助の記録と開示

- (1) 事業所は、介護・生活援助に関する記録を作成し、契約終了後5年間保管します。
- (2) 利用者又は保証人は、当該利用者に関する記録を閲覧できます。

### 4 契約終了・解約

- (1) 利用者は、事業者に対して7日間の予告を置いて、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- (2) 事業者は、以下の事項に該当した場合利用者に対して30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
  - ① 利用者の利用料金の支払いが、正当な理由無く1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
  - ② 利用者が、病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みが無い場合。又は、入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合。
  - ③ 利用者が、事業者や他の入所者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
  - ④ やむをえない事情により施設を閉鎖、又は縮小する場合。
- (3) 利用者が、要介護認定の更新で非該当（自立）又は、要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- (4) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が、他の介護保険施設に入所した場合。
  - ② 利用者が、死亡した場合。

### 6 退所時の援助

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後におかれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

### 7 秘密保持

- (1) 事業所及びその職員並びに職員であった使用者は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者に対し利用者の個人情報を提供しません。

### 8 賠償責任

事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由より利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

## 9 連絡義務

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡すると共に医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

## 10 事故発生時の対応 について

- ・安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、事故防止マニュアルを作成し介護、医療事故を防止するための体制を整備します。
- ・事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、保証人等へ連絡するとともに、必要に応じ速やかに市町村への連絡を行います。
- ・事業者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。
- ・事業者は、賠償すべき事故の場合は損害賠償を速やかに行います。

## 11 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について施設職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (3) 施設職員に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します。
- (4) 事業者はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (8) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

## 12 衛生管理について(感染症対策強化)

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 施設職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を毎月1回開催するとともに、その結果について、施設職員に周知徹底しています。

- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 施設職員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 13 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 14 相談・苦情対応

- (1) 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望・苦情に対し、迅速に対応します。

サービス相談窓口	
担当窓口	特別養護老人ホームみかど荘 (介護老人福祉施設・短期入所生活介護)
責任者	金子 修一
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00
電話	044-766-0511
F A X	044-777-1193

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

川崎市健康福祉局 高齢者事業推進課	所在地	川崎市川崎区宮本町1番地
	電話	044-200-0456
	F A X	044-200-3926
	対応時間	平日8:30～17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠町27番地1
	電話	0570-022-110(ナビダイヤル・有料) 045-329-3400(直通)
	F A X	045-329-3446
	対応時間	平日9:00～17:00

### 15 サービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無し
-------	----

## 16 料金

### (1) 施設利用料

#### ① 施設利用料 多床室

※収入額によって1割負担から3割負担となります

1日又は月当たりの自己負担額  
単価×地域単価×10%～30%

区分	単位	地域単価	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護度1	589	10.72	631円	1,229円	1,843円
要介護度2	659	10.72	706円	1,375円	2,062円
要介護度3	732	10.72	764円	1,527円	2,290円
要介護度4	802	10.72	837円	1,673円	2,509円
要介護度5	871	10.72	908円	1,816円	2,724円

1日又は月当たりの自己負担額  
単価×地域単価×10%～30%

加算名称	単位	地域単価	1割負担額	2割負担額	3割負担額
初期加算 ※1	30	10.72	33円	65円	97円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）／月	40	10.72	43円	86円	129円
栄養ケアマネジメント強化加算／日	330	10.72	354円	708円	1,062円
褥瘡ケアマネジメント加算（Ⅰ）／月	3	10.72	4円	7円	10円
生産性向上推進加算（Ⅱ）／月	10	10.72	11円	22円	33円
外泊時加算 ※2	246	10.72	264円	528円	792円

※1 入所した日から起算し30日以内の期間及び30日以上入院後、施設に戻られた際に初期加算を徴収します。

※2 入院した日及び、外泊した翌日から最大6日間。また、月またぎの入院及び、外泊した場合は、連続して最大12日間。

※3 新介護職員処遇改善加算(Ⅱ)として(介護報酬総単位数+加算)×新介護職員処遇改善加算率13.6%×10.72円の1割から3割相当分を別途徴収します。

#### ② 食費は、所得階層によって異なります。

	1日当たりの自己負担額
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階①	650円
第3段階②	1,360円
第4段階	1,550円

(2) 居住費は、所得階層によって異なります。

多床室

	1日当りの自己負担額
第1段階	0円
第2段階	430円
第3段階①	430円
第3段階②	430円
第4段階	1,030円

※基本料金は、介護保険法その他の法改正により変更されることがありますのでご了承下さい。

※当施設は業務継続計画を作成しております。

※当施設は栄養管理基準を満たして運営しております。

※看取り介護に際しては、指針を定めて実施しております。

※当施設は運用・情報管理に十分留意しながら見守り機器等のICTテクノロジーを導入しております。

※当施設はLIFEへの登録施設となります。

### (3) 日常経費

- ① 希望者については施設指定金融機関の預り金口座にて、理美容代・買い物代・外来受診費用などの出金管理を行います。但しその場合は金銭管理料として1日につき65円徴収いたします。
- ② 利用者又は家族の要望により、利用者を協力病院（山本記念病院、帝京大学溝口病院）以外の医療機関等へ移送し、駐車場を利用する必要があった場合その費用を徴収いたします。
- ③ 利用者又は家族の要望により、病院等の送迎に有料道路を使用した場合その料金を徴収いたします。
- ④ 本人の預金出納状況については、四半期毎に利用者又は保証人の方に報告いたします。
- ⑤ 利用者又は家族の希望によりテレビを持参される場合、個人用テレビの電気料金として1ヶ月200円徴収致します。但し、月途中からテレビを持参される場合も1ヶ月200円徴収致します。テレビのサイズは、21インチまでとします。  
またご希望によりテレビのレンタルも行っており、レンタル料として1ヶ月300円徴収致します。但し、月途中からレンタルされた場合も1ヶ月300円徴収致します。
- ⑥ ドライクリーニング対応の持込衣類等をご家庭でお洗濯をしていただくか、業者へ依頼の場合は実費になります。
- ⑦ 皮膚疾患等治療の目的の為の特別なクリーニングが必要な場合は実費になります。
- ⑧ 買い物代行を職員が行った場合、1回500円徴収致します。

## 17 料金の支払方法

### (1) 支払方法

- ① 施設指定の金融機関口座（預り金口座）からの引き落としによる支払い。
- ② 家族指定の金融機関口座からの引き落としによる支払い。
- ③ 現金による支払い。

(2) 支払期日

料金の支払いは、当月分を翌月20日までに指定口座に入金又は、現金でお持ち下さい。

18 緊急時の連絡先

体調の変化等・緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先
フリガナ 氏名 _____ 利用者との続柄 ( )
住所 (〒 - ) _____
電話番号 _____
携帯電話 _____

19 法人概要

名称・法人種別	社会福祉法人 くぬぎざか福祉会
代表者名	金子 江津子
本部所在地	神奈川県川崎市宮前区西野川3丁目39番18号
電話番号	044-766-0511
業務の概要	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護事業 地域包括支援センターの運営
事業所数	1施設 (特別養護老人ホームみかど荘)

事業者

〈事業者名〉 みかど荘 〈指定番号〉 神奈川県知事1475500037

〈住所〉 神奈川県川崎市宮前区西野川3丁目39番18号

〈代表者〉 社会福祉法人くぬぎざか福祉会 理事長 金子 江津子

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

〈説明者〉 吉井 良太 印

\_\_\_\_\_ 印  
〈利用者氏名〉

\_\_\_\_\_ 印  
〈代理者氏名〉